

續可仕候。乍然、已等につくいやつばらかな、越中守殿壹萬石御取上ニ相成、追付代官差遣可申と被仰渡、隨分と此上百姓共相憤、耕作大切ニ可仕旨、被仰渡候。難有、乍恐御請申上候。仍而濟口如件。

正徳二辰年七月二十二日

屋代越中守様御家來川井藤左衛門・林武太夫・高梨市左衛門御高免之儀故百姓出入濟口之次第

一、大久保大隅守様、平岩若狹守様、御列座被遊、大久保大隅守様御屋敷之越中守殿被御召出被仰渡候ハ、藤左衛門一萬石村々増米申付、其上強情成儀申付候。

一、増米六千俵餘申付候。

一、百姓三人吟味も無之死罪ニ申付候。

一、神社佛閣の大木伐取申候。

一、百姓耕作仕付之節、人歩申付候。

一、諸國酒屋御免之御運上取立申候。

右五ヶ條重犯之罪科故、藤左衛門親子共討首ニ被仰付候。武太夫・市左衛門兩人、藤左衛門同罪ニ可被仰付候處、御免被遊、江戸十里四方安房國兩所御追放ニ被仰付候。加之、貴殿遠島ニ可被仰付候得共、御免被遊、房州壹萬石江戸上屋敷御取上々相成申候。然共貴殿御先祖左衛門殿御上之忠孝被成候ニ付、淺草玄米三千俵、下屋敷香灸料として被下候義、左様心得可被成候。越中守殿難有御請被申上候由、仍而落着如件。

この裁  
定の七  
月五日  
は宗五  
郎で五  
等所決  
申渡し  
あるの

淺草玄  
米は御  
蔵米の  
こと

正徳二年辰ノ七月廿二日

一金九兩也 三人衆 石塔代

一金九兩也 御追放路用

稲村 彌市郎

片岡村 庄左衛門

中村 九兵衛

江戸詰禮金

北條村 權右衛門

湊村 甚左衛門

國分村 九左衛門

二子村 太郎右衛門

竹原村 才兵衛

一金五兩也 右へ 外に心付

一金五兩也 禮金

萬石騷動日録

角左衛門  
の塔一に  
秀院居一  
常感信の  
長次郎士  
に眞道五  
室士左に  
寄門の五  
衛法院の  
裏道解の  
雙と影た  
つとけり

このべは  
一兩多い

一金百四兩三分と壹貫百九匁

金百四拾八兩三分と壹貫百九匁

江戸宿屋  
宿屋拂外に雜用共  
全掛り入用

音密は釋  
密か

國分村は  
今の館野  
村國分

一、御高免一卷御訴訟落着仕候ニ付、大久保大隅守様、平岩若狹守様御屋敷え江戸詰百姓御禮ニ罷出、御慈悲ニ宜敷被相濟候段、難有仕合ニ奉存候申上候。御役人様被仰候ハ、百姓共無障りも相濟、悦び可申候。御評定ニ而被仰渡候通、早々國本え罷歸、御百姓勤仕、相續相續可仕旨、被仰渡候間、乍恐難有奉存候由申上、罷歸り、馬喰町小傳馬町宿ニおゐて安堵仕、惣百姓申候ハ、此度之御訴訟、初發中々御取上無座、骨肉ニ染音密之體罷有候處、萬石惣百姓爲名主と一命被捨候ニ付、驚入追訴狀を以御訴申上候處、預御評定御沙汰ニ故ニ、百姓無難ニ遂利運。寔ニ三人ノ衆、名ハ末代、今世後世迄も御高恩難ニ默止、難忘御影と奉存候。然則、當霜月一回忌以前、百姓爲冥加之、萬石惣百姓施主として石塔三體國分村釋迦堂地内ニ同心仕候上、石塔三本相詔置、夫より惣百姓國本宿々罷歸候。然處、霜月ニ至り、三體石塔江戸より舟廻、北條浦え着舟仕。則人足を以、三人之御石塔と申遣、國分村釋迦堂地内え持運、施主と書記せ、廿六日以前一連ニ建置申候。右三體石塔并塔婆三本、廿六日相建置、且那寺三ヶ寺都合十六人御出家衆、石佛前ニ向、靈供備、御經讀誦、改元供養、法事加持、御回向。則石佛之前爲幡と、學三尊光常夜燈、末世迄三人之衆二世安樂爲菩提之、毎夜燈明相立。則釋迦堂佛前ニ三體之戒名牌書記、一夜三日御說法、御十念、萬人號向、御念佛號向、三人之衆後世菩提吊訖。

佛號向、三人之衆後世菩提吊訖。  
猶以三人之衆難忘御厚恩、月並之御念佛、自是毎月廿五月初夜回向、諸人釋迦堂え參詣、三人之衆爲菩提、南無阿彌陀佛光明眞言一切之功德以功力を、三人之衆未來ハ必成佛至佛果ニ事、何ノ疑かあらん。仍而即身成佛。

正徳二年辰十一月 一回忌

享保二年酉十一月 七回忌

享保十二年未十一月 十七回忌

寛保三年亥十一月 三十三回忌

正徳三年巳十一月 三回忌

享保八年卯十一月 十三回忌

享保十六年亥十一月 廿一回忌

正徳二辰霜月より、右石佛之前、常夜燈爲冥理之相建候様、則萬石村々より佛餉毎月取集、是迄燈明立申候處、經數年、佛餉も段々薄く相成候間、萬石相談仕、末世迄爲菩提之、無滯燈明相立可申候ニ付、佛餉相止メ、金五兩萬石割合ニ而付置申候事。

屋代家領知村々石高

一高千六拾九石三斗五升八合

一高百九拾六石三斗九升三合

一高拾七石六斗九升七合

北條村  
鹽場  
新宿村  
新町

萬石騷動日録

文化七年  
に百回忌  
萬延元年  
に百五十  
回忌を行  
つた冥理  
利は冥

- 一高九拾五石五斗三升貳合
- 一高貳百四拾六石六斗五升六合
- 一高三百拾三石壹斗四升八合
- 一高百八拾九石八斗貳升九合
- 一高百四拾八石九斗四升三合
- 一高三百四拾八石五斗壹升壹合
- 一高七拾六石壹斗七升三合
- 一高四拾四石九斗壹升
- 一高六百六拾六石八斗八合
- 一高貳百四拾四石九斗壹升五合
- 一高九拾三石八斗三升三合
- 一高九拾五石七斗八升七合
- 一高七拾三石九斗五升九合
- 一高八拾三石壹斗三升壹合
- 一高七拾石三斗壹升壹合
- 一高貳百七拾八石八斗六升

北條内  
 萱野内  
 高井内  
 長渚<sup>ナカ</sup>出作  
 湊井村  
 高野原村  
 上野新村  
 古川新田  
 安布里村  
 安布里出作  
 大網出作  
 山本村  
 國分村  
 國分出作  
 國分出作  
 國分出作  
 大川村  
 瀧川村  
 腰越村

- 一高四百拾五石九斗三升壹合
- 一高三百八拾四石五斗三升
- 一高三百八拾八石五斗四升五合
- 一高五百六拾九石九斗五升八合
- 一高七拾三石三斗二升八合
- 一高五百三拾六石壹斗七合
- 一高四百七拾三石七斗八升壹合
- 一高百五石四斗貳升貳合
- 一高三百十五石壹斗八升七合
- 一高四百四十九石五斗三升六合
- 一高貳百拾五石七斗三升九合
- 一高百七拾石六斗三升三合
- 一高貳百貳石六斗七升五合
- 一高貳百貳拾貳石五斗六升七合
- 一高九十八石七升七合
- 一高貳百七拾四石貳斗三升四合

廣瀬村  
 江田村  
 中床村  
 御床村  
 竹原村  
 加茂村  
 大井村  
 水玉村  
 蘭東村  
 安東村  
 北片岡村  
 南片岡村  
 寶貝<sup>タカラ</sup>村  
 二子村  
 加戸村  
 稻村

この筆数四々  
 十もあはる  
 二の七  
 村といは  
 十の支  
 名主の  
 つたの  
 配主の  
 七箇村  
 分が二  
 七から  
 あたう  
 らら  
 う

萬石騒動日録

一高貳拾五石五斗壹升壹合	長渚村
一高百貳石九斗六升五合	同鹽場
一高五拾石七斗六升七合	新井鹽場
一高六石	北下臺
合壹萬三拾五石四斗七升三合	
右之内	
四千五百五拾石八斗貳升六合	下郷
五千八百八拾四石六斗四升七合	上郷

萬石騒動日録(終)

市兵衛記

【解説】 元祿八年二月上總國市原郡姉崎村名主次郎兵衛主催者となり、附近十ヶ村の名主等と協議し、農作物を害する野獸狩りを企てた。同年八月十三日の夕ぐれ、雇ひたる望陀郡長谷川村の獵師惣兵衛なる者、深城村の百姓九左衛門の妻を鹿と見誤り銃殺してしまつた。諸村の名主等大に驚き九左衛門及び其の親類に懇願し、慰薪料若干を出し、内済にしてしまつた。然るに同年十月に至り、事發覺し、十一ヶ村の名主等江戸表に呼出され、上を偽る不届者との宣告を受け、翌九年四月大島或は三宅島へ配流され、家屋田畑山林等残らず沒收されてしまつた。次郎兵衛には七十七歳の老父、妊娠せる妻女、六歳なる女子、三歳なる男子、合せて四人の家族があつたが、食ふに食なく、寝ぬるに家がないといふ始末、親類縁者あれども、罪人の遺族として近寄る者なく、まして他人をやで、實に目も當てられぬ有様であつた。此の時次郎兵衛の下僕市兵衛赤手空拳奮然として起ち上り、舊主の遺族四人の養育を引受けた。時に市兵衛の家は、三十三歳の妻、七十歳の老母、七歳の長女、三歳の次女、合せて五人の家族であつた。此の中七歳になる長女を子守に出し、若干の給金を得、一軒の古家を買ひ求め、舊主一族の住居に當て、朝夕伺向して仕ふること毫も以前に異らなかつた。次郎兵衛の妻は、過度の憂愁の爲めか、女子を分娩して後、五日目に悶死してしまひ、幸か不幸か赤子のみは丈夫で、厄介此の上なかつた。市兵衛人と爲り、極めて實直で、目に一丁字なきも、恩義に感ずること頗る深く、誤殺事件發生して以來、毎夜姉崎神社へ丑刻祈願をこらし、次郎兵衛大島へ配流されし後は、毎月次郎兵衛の一子萬五郎を背負ひ、奉行所に出で、主人の赦免を歎願すること實に十有一年の長きに及んだ。寶永二年一月市兵衛死を決し、奉行所に到り、例の如く歎願し、身を以て主人に代らんとした。奉行萩原近江守重秀深く市兵衛の熱誠に動かされ、幕府の執政老臣に對ひ、特別の恩典を請うた。是に於て前に次郎兵衛より沒收せる宅地田畑山林五町七反四歩を一子萬五郎に與へ、別に所有者なき姉崎の宅地田畑山林七町二反七畝六歩を市兵衛に授けた。同年五月に至り、次郎兵衛以下各村の名主等漸次赦免せられ、歸村

するを得た。市兵衛の悦びは勿論、關係家族一同感謝の涙を禁じ得なかつた。奉行萩原近江守は大學頭林信篤をして市兵衛の義行を記せしめた。萩生祖徠また之が行狀を録し、篤學者天野信景、大阪の儒者角田九阜等感激の餘り、或は詩に作り、或は文に綴つた。江戸の儒者松崎堯臣また其の著「窓の須佐美」に市兵衛の事蹟を記載したが、此の書は隨所に誤謬がある。昭和四年一月文部省發行の「農村用高等小學讀本」卷ノ三に「市兵衛の話」と題し、廣く世の鑑としたのも、窓の須佐美」を原本としたので、事實を誤ること少くない。筆者は、昭和十一年四月「天下の義僕姉崎市兵衛」と題する小冊子を發行し、忠烈無比の市兵衛を江湖に紹介した。本叢書收むる所の「市兵衛記」には、寶永二年正月最後に差出したる歎願書、幕吏よりの感狀、有志者の賞與、同情を寄せたる人々の氏名等も記録されてあるが、いづれも市兵衛傳記の資料である。(林)

一、樋口又兵衛様御代官所上總國市原郡姉崎村、主人次郎兵衛流罪之御訴訟及拾壹年々年、下人市兵衛忠孝之段、被<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>聞召<sub>一</sub>、田畑屋敷爲<sub>二</sub>御褒美<sub>一</sub>被<sub>二</sub>下置<sub>一</sub>候趣。

酉正月十八日、萩原近江守様に罷出訴訟之趣、乍<sub>レ</sub>恐書付を以て御訴訟申上候。

一、主人次郎兵衛儀、拾壹年々年以前、同國深城村鐵炮一條に付、豆州大島へ流罪被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候に付、御赦免之儀度々御訴訟罷出候處、御免許難<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>遊之由<sub>一</sub>、然る處、次郎兵衛親得入、今年八十七歳、次郎兵衛女子拾六歳、男子拾參歳、女子拾歳に罷成候。私拾壹年々年程大勢之者養育仕候處、子供成人仕候。何共可<sub>レ</sub>然様も無<sub>二</sub>御座<sub>一</sub>候。重罪のもの御免許難<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>遊候得者、拙者如何様にも御仕置被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>、主人御赦免被<sub>二</sub>成下<sub>一</sub>候得者、大勢之者助命、其上、親得入儀老人故、今明日も知れ不<sub>レ</sub>申候。存生之内今一度逢せ申度奉<sub>レ</sub>存候故、以<sub>二</sub>御慈悲<sub>一</sub>、主人遠島偏に御赦免之儀、奉<sub>二</sub>願上<sub>一</sub>候。以上。

(各)

寶永貳年酉正月日

訴訟人 市 兵 衛

御奉行所様

此訴訟近江守様御聞届被<sub>レ</sub>遊、御評定所に十九日可<sub>レ</sub>罷出旨被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候趣、則罷出、右之段々申上候處に、神妙なる訴訟、上様にも御申上、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>旨に候。同二十七日、近江守様御尋に付、口上書を以て申上候趣。

一、當年得入八拾七歳、次郎兵衛遠島仕、當年迄拾壹年々年に罷成候。其養育の者は、次郎兵衛娘てふ六歳、忰萬五郎三歳、次郎兵衛女房懐胎之子五月五日平産仕候娘とみ、今年十一歳、母者其礎は九日相果申候。私母當年七十七歳私女十三歳、女房四十三歳、次郎兵衛遠島の時分、私娘いぬと申者七歳、ひさと申者三歳、右主人子供大勢貧窮の私拾壹年々年以來養育仕候儀、御地頭其外惣百姓深切なる情御座候故、幼稚の子供成人爲<sub>レ</sub>致候段申上候。一、二月二十二日近江守様へ被<sub>二</sub>召出<sub>一</sub>、次郎兵衛所持の關所の田畑屋敷残らず市兵衛方へ被<sub>二</sub>下置<sub>一</sub>、流罪の者忰故、萬五郎及二十五歳に候は、御追放可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>遊候<sub>一</sub>。難<sub>レ</sub>有存可<sub>レ</sub>奉旨、次郎兵衛儀は重罪の者に有<sub>レ</sub>之候趣、御免難<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>遊<sub>一</sub>、重て願申候様に被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候。市兵衛難<sub>レ</sub>有御請申上、罷歸り、次ぐる日、又々御訴訟申上候。一、主人流罪の御赦免御訴訟申上候得者、主人關所の田畑屋敷、主人養育の私に被<sub>二</sub>下置<sub>一</sub>、重々難<sub>レ</sub>有仕合に奉<sub>レ</sub>存候得共、不定のならひも御座候得者、私に證文被<sub>二</sub>下置<sub>一</sub>候後、私忰主人へ我儘申、不奉公可<sub>レ</sub>仕も難<sub>レ</sub>斗奉<sub>レ</sub>存候。願者、主人忰萬五郎へ被<sub>二</sub>下置<sub>一</sub>候は、難<sub>レ</sub>有奉<sub>レ</sub>存候。其子細者大勢の者養育仕候手立に賃日雇に罷出、其上、私娘を賣り金八兩調へ、屋敷を買、主人忰へ出し、則證文萬五郎名代に仕置申候。何卒主人跡目立申度奉

存候段、達て御訴訟申上候得共、近江守様被成御意候には、重罪の者悴田畑被下候譯無之、其上、拾壹  
 年以來、不絶罷出候義、貧窮の者、當地宿拂拙者如何致候哉、御尋被遊候處、市兵衛申上候者、私體にて  
 御訴訟罷出候度、毎度々宿拂仕候而は中々今年迄難相續候得者、小網町壹丁目姉ヶ崎屋四郎右衛門と申者御  
 座候。拾壹年以來、私心入見届、雜用等合力爲致候上、悴共へも折々心附給り候故、是を力に今年迄御訴訟  
 相談申候。四郎右衛門義は親類にても無御座候。人宿商賣も不仕。穀物問屋之由申上候得者、其節、近江守  
 様被遊御意候。無縁者にて左様に深切成る心ざし、彼是神妙之段被遊御意候。

同廿五日、近江守様へ被召出御意之趣。

其方願之趣、御老中様へ申上候處、段々神妙なる訴訟仕候故、市兵衛願之通り可申付段、被仰渡候間、難  
 有可奉存旨、其上、御料理被下候後、金拾兩被下置候。重て萬五郎方へ御證文可被下段、國元へ早速罷  
 歸り、主人得入、其外子供にも可申聞段、宿四郎右衛門方迄御人被添、重て四郎右衛門可罷出旨被仰  
 付候。

一、同二十六日四郎右衛門、同源七、近江守様へ罷出申上候得者、右御褒美萬五郎と市兵衛方へ御田地金子被下  
 置候段、難有奉存候段申上候得者、被成御意候者、數年市兵衛訴訟相勤。偏に其方深切なる志に力を得、  
 今年迄成し來候由、奇特の至り、上々様にも申上べき段被爲成御意、爲御褒美郡内精壹疋、兜露綿壹反、  
 四郎右衛門方へ被下置候。

一、從近江守様御代官え、市兵衛様子内證に而吟味候様にと、仰渡候に付、市兵衛居村名主組頭被召寄、御

尋被遊候處、市兵衛毎度御訴訟に出候節、主人次郎兵衛替りに其身如何様にも奉願候故、罷歸り申間敷段、  
 兼而私共へも暇乞に罷出候。勿論、累年次郎兵衛親子養育、忠孝之仕方、言句に難申上段、御代官所様え名  
 主組頭申上候處、彌奇特成者に被思召、次郎兵衛闕所の田畑屋敷前度村々へ御預ヶ有之候を、不殘御取立に  
 相成、市兵衛方へ御渡被成、其上、村惣百姓より、萬五郎市兵衛此上不便に致し、粗末致し申間敷段、不殘  
 連判取被成候。

一、三月十一日萬五郎市兵衛江戸着、同十二日宿源七同道、近江守様え御禮に罷出候處、段々御機嫌克難有御意、  
 萬五郎儀は御座間近迄被召寄、客殿よりも結構に被下御意、御料理被下候上、手遊人形品々被下、難有  
 仕合に奉存候。

一、同日御代官樋口又兵衛え被召出、萬五郎市兵衛宿源七御料理被下。其上、

扇子筆墨	萬五郎え
金貳百疋	市兵衛え

右之通被下置候。

一、同日御勘定頭小見山友右衛門様え被召出、御目見被爲仰付、難有奉存候。則罷出候處、厚御意被下。其上

一、同十三日近江守様へ被召出、三人共被仰聞候者、此度の義神妙の訴訟仕方、上々様にも御機嫌克、依之、  
 市兵衛方へ以來進退可仕旨被仰渡、其上、御料理被下置、難有仕合に奉存候。

一、同十六日御代官所へ三人共被<sub>レ</sub>召出、御料理被<sub>レ</sub>下、右田畑被<sub>レ</sub>下置、難<sub>レ</sub>有仕合に奉<sub>レ</sub>存候。  
 一、同十六日御代官所へ三人共被<sub>レ</sub>召出、御料理被<sub>レ</sub>下、右田畑被<sub>レ</sub>下置候。二通之證文頂戴、御重々、難<sub>レ</sub>有奉<sub>レ</sub>存候。

右御證文

上總國市原郡姉ヶ崎村之内

田畑合五町壹畝四歩

是は拾壹ヶ年以前其年伊丹左衛門知行之節、地頭村々申合、惣兵衛と申者を頼み、猪鹿おどし鐵炮を爲<sub>レ</sub>打候處、惣兵衛不届に而、玉入鐵炮を以て九左衛門と申者の女房を鹿と見違ひ打殺、御詮議の節力爭、惣兵衛重罪に付死罪爲<sub>レ</sub>仰付候。次郎兵衛儀外之者一同に、御詮議之節隠置申候科に依り、遠島被<sub>レ</sub>仰付候。右田畑敷闕所に罷成り、然る所、下人市兵衛儀、拾壹ヶ年以來無<sub>レ</sub>斷絶、次郎兵衛遠島御免被<sub>レ</sub>成下候様、御訴訟申出、次郎兵衛老父並に幼稚の子供致<sub>レ</sub>養育候仕方、深切なる志、此度、其身如何様にも御仕置被<sub>レ</sub>仰付、次郎兵衛遠島御免被<sub>レ</sub>成下候様、達而願<sub>レ</sub>候段、奇特なる事に被<sub>レ</sub>思召候に付、右之田畑敷市兵衛に被<sub>レ</sub>下、次郎兵衛忤萬五郎成人之節、御放赦に可<sub>レ</sub>相成<sub>レ</sub>筈に候へ共、御赦免被<sub>レ</sub>成下候旨、御老中爲<sub>レ</sub>仰渡候旨、二月廿二日荻原近江守様爲<sub>レ</sub>仰渡候處、市兵衛又々願<sub>レ</sub>候には、田畑屋敷自分進退難<sub>レ</sub>仕候。何卒次郎兵衛忤萬五郎に被<sub>レ</sub>下置候様、市兵衛再三願<sub>レ</sub>候に付、其段、御老中に被<sub>レ</sub>仰上候得者、市兵衛存念彌奇特成義に被<sub>レ</sub>思召、願<sub>レ</sub>之通り被<sub>レ</sub>仰付候旨、同二十五日近江守様被<sub>レ</sub>仰候。御勘定所御證文我等方に有<sub>レ</sub>之候。後證之爲、書附如<sub>レ</sub>斯候。右

田畑屋敷萬五郎令<sub>レ</sub>進退、御年貢諸役者村並に可<sub>レ</sub>相勤<sub>レ</sub>者也。

寶永二年酉二月

姉ヶ崎村 萬五郎  
市兵衛

一、田畑屋鋪合六町歩。

一、外に居山壹町二反七畝六歩、姉ヶ崎村之内。

是は、主次郎兵衛十一年以前遠島被<sub>レ</sub>仰付候處、無<sub>レ</sub>斷絶免御訴訟願出、數年之心勞、老幼之主を養育之仕方深切なる志共、又此度、其身如何様にも御仕置被<sub>レ</sub>仰付、次郎兵衛遠島御赦免被<sub>レ</sub>成下候様、達而奉<sub>レ</sub>願候趣、段々以て奇特成事に被<sub>レ</sub>思召、次郎兵衛闕所之田畑屋鋪五町歩餘之所、市兵衛に被<sub>レ</sub>下候旨、先頃被<sub>レ</sub>仰渡候處、主の田畑進退可<sub>レ</sub>仕様無<sub>レ</sub>之候間、主忤萬五郎へ被<sub>レ</sub>下置候様、奉<sub>レ</sub>願候に付、願<sub>レ</sub>之通被<sub>レ</sub>仰付、彌奇特成者に被<sub>レ</sub>思召候に付、書面之田畑屋敷市兵衛に被<sub>レ</sub>下候旨、御老中被<sub>レ</sub>仰渡候由、三月十四日荻原近江守殿被<sub>レ</sub>仰付、御勘定所御證文我等方に有<sub>レ</sub>之候に付、爲<sub>レ</sub>後證書付如<sub>レ</sub>此に候條、右田畑山林共に令<sub>レ</sub>進退之、御年貢諸役共村並に可<sub>レ</sub>相勤<sub>レ</sub>者也。

寶永二年酉三月

樋口又兵衛  
姉ヶ崎村 市兵衛

市兵衛拜領之分

市兵衛記





例とす余  
が家往時  
鶴庄落の  
大勤屋役  
を勤め之  
れを救ひ  
來に取れ

八十三は  
七とある

市兵衛記

佗日之勤力。其困苦之所。倍何如哉。且夫、官家租不薄、田主之稔愈刻。凡爲客者、藜藿弗粒。繼縷露肩。居則苦藥爲坐、動則裂縷之從。炎哇雪糞、晨牧宵絢、歲無虛日、日不虛刻。而其可以展布四肢而償一日勞者、唯在夢寐半枕之餘耳。大抵人世之所悅、曼聲美色、芬芳甘旨。與其風流繁華之娛、從容逸豫之樂、悉付諸他生天堂之受、而其可以暢舒精神、而取半答之快者、唯在沈儷一床之上耳。故諺曰、耕夫與耕馬一伍。而市兵衛十一年之苦心、此其情最爲可憐者乎。是歲二月某日、市兵衛又來訴于官者如初。而自矢弗虛還。更訊其由。次郎兵衛之父、今年八十三、患風三歲弗差。起臥手足莫已聽。且暮則曰、願一獲見次郎兵衛、則死無憾矣。其哀籲弗忍聽也。且、三子者益長、愈慕、日夜悲泣。是烏可忍視耶。小人無狀、告懇弗勤、以貽斯感。故敢特冒官威、懇請。寬赦次郎兵衛之罪、放還、以獲與老父訣、則小人撞訴之罪、身首殊處、亦所不辭也。辭色哀惻、聳動官廳。旁訊縣里、情實弗爽。事遂聞、下之閣老。僉議以爲次郎兵衛在不赦、而市兵衛忠且誠、是可嘉。以其主之田宅、賜之市兵衛。教曰可。有司傳旨。市兵衛不肯奉命。乃曰、始之爲主、卒之爲己、小人義不敢奉命。願賜之舊主之子萬五郎。事再聞。遂有今命。(徂徠集より)

市兵衛記

上總州市原郡姉崎村市兵衛者、下農民也。其主次郎兵衛、元祿八年乙亥、與于同國總兵衛、放鳥銃逐豕鹿、誤傷人之妻死。次郎兵衛雖不預其科、然曾爲之黨類。故連坐于伊豆大島。市兵衛哀之憂之、屢訴於官廳、請贖其罪。今已十有一年、弗輟弗措。寶永二年乙酉正月十八日、郡國惣務從五位下近江守萩原重秀、與其同僚聽訟。市兵衛呈懷狀曰、請以己身處重科、免其主之罪。所言太切也。官吏問曰、是何故乎。市兵衛平伏曰、次郎兵衛有老父、曰得入。今歲八旬有七。近歲幾嬰中風之疾、身雖未亡、氣息奄々、命在旦暮。僕抱養竭心。常有言曰、未死之日、一見次郎兵衛而瞑目、則至願足。而靡時日不及之。每聽其言、不堪感痛也。且、次郎兵衛有子。遠別時女六歲、兒三歲號萬五郎。流刑之後、其妻產女子而死。僕乞乳鞠育、漸已成長。今年十一歲、皆依賴於我。三子共慕父號泣。老父兒女之悲、人之爲情不能忍之。況於僕乎。請察哀情、達素願。官吏又問曰、老父兒所在如何。曰於我下養之育之。守主隸之分、如往年之日。唯恐用度不給。今已四十三歲、然十一年前與妻不同床。此意無他、僕若生子、則所養有所缺。以禱所生之女、爲他人婢、併耕餘所得入之金、買求田宅、而附萬五郎。偏告鄰之老農爲證也。官吏召郡監又兵衛種口氏質其言。無所違。官吏悉感其志、賞其義。重秀與同僚、告其始末於執政老臣。皆曰、彼志雖切、然次郎兵衛之罪不可赦。是法令所定。唯以次郎兵衛故田宅之沒在官者、悉可授市兵衛也。官吏傳令於種口氏。召市兵衛諭之。垂首平伏、猶有不慊之色。又訴曰、所賜之田宅、願卑之萬五郎。自領之則爲主謀而取主之田宅者也。命令雖重而非素志也。官吏曰、恩命惟重、不可變。早歸邑里。留滯日久、支用又乏也。市兵衛拜謝曰、僕出邑之日、爲主待罪。故附家事於姻族孫十郎、無所介懷。且、在府之間、市中有一知己者。憐僕情、願遇有餘。故年來雖參東都、不求宿食料也。官吏彌感其言、又告執政、改授田宅於萬五郎也。市兵衛歡抃拜伏、乃歸其邸。重秀又告執政曰、姉崎村、幸有無主之地。願授田畑六町及田宅等、表其行實。重秀請予記其條狀。因識卑之。且、加一語曰、至誠無息則久。久則徵。若市兵衛、素志所存十餘年之久遠確乎不變。使官感其誠於今日。可謂久則徵者也。大凡古今所責於士大夫者忠爾。

然又克之不耻其責者鮮。若市兵衛、一郷之士民鄙夫役。而奉其主盡心已而、無餘蘊。忘身而無他道。以士大夫之所不能克、而克之國、則爲國之忠臣。置之家、則爲家忠臣。使世之不忠於國、不忠於家者聞之、則赧然其頰有泚。

寶永二乙酉年三月

從五位下大學頭 藤原信篤識之

○ 起きて聞け山ほと、ぎす市兵衛記

其角

自今拾壹年前元祿七亥年ヨリノ件

寶永二年西十月記

姉ヶ崎町  
妙經寺の  
句碑には  
「山」を  
「此」と  
してある

○ 角田簡

義奴市兵衛、上總市原郡姉崎村人。其主次郎兵衛爲村甲。元祿乙亥、村民總兵衛放銃驅猪、誤中三人之妻而死。事覺處斬。次郎兵衛坐見知故、流于伊豆大島、其田宅皆没入官。是時、次郎兵衛父老且羸。二子、女六歳、男三歳。其妻難産、生女而死。市兵衛眞諸懷中、遍丐有乳者乳之。親戚不顧。老弱三人煢然無所依。市兵衛與妻圖所以養之者。售已女爲人婢、直若干。與佃人之田而所收者若干、并獲中金八兩、因買一小廬、以處四人。朝夕敬事、若其主在日。益佃人之田、以哀升合之贏、而供衣食。猶恐妻之或有子、而朝夕不給也、不辱而寢者、十有一年矣。初次郎兵衛見流之日、市兵衛乃如江都、俯伏官廳、請以身代主之罪。姉崎距江都二十餘里、往還三日程。而市兵衛往請、月必一二次、凡十有一年矣。寶永乙酉春

二月、市兵衛又來請如初。而自矢不虛還。吏問其故。市兵衛曰、次郎兵衛父、今茲年八十三、患風三年。且暮泣曰、一得見我子、則死無憾矣。三子益長、愈慕、日夜悲泣。小人不忍視也。故敢冒官威。伏請、暫赦次郎兵衛之罪、使與老父訣、則小人受擅訴之罪、身首殊處亦所不辭也。辭色哀惻、聲動官廳。廷議曰、次郎兵衛之罪在不赦。而市兵衛忠且誠、不可弗賞也。三月、召市兵衛、賜其主田宅。市兵衛曰、始於爲主、終於爲己。小人義不取奉命。願賜之主之子。官以此益義之、以田宅籍没者五町七段、還與萬五郎。授市兵衛以無主田六町、而賞之。

角田簡曰、市兵衛事蹟、與卓榮頗相似也。故附載于此。我邦纂修國史、則二子者、可入于特行傳。(近世叢語より)

○ 松崎堯臣

上總國市原郡姉崎といふところの民、惣兵衛といふ者、人の鐵砲をかり持ちて、鳥をうつとて、あやまちで隣家の妻女を殺しつ。初よりたくみてせざりし事なればとて、死刑一等をなだめられ、伊豆島に流されて、田宅は官に入りけり。その子萬五郎三歳、その妻は懷妊なりしが、後に女子を生みてけり。その僕市兵衛といふもの、夫婦心をあはせ、ねんごろにいたはりやしなひけり。寶永の頃、萬五郎十五歳になりけるまで、主従の禮うやくしく、むかし在りし時の如くなりけるが、市兵衛家貧しくて、養ひの遂げざらんことをうれひ、一人ある女を三四年以前に江戸につれ來り、人の許につかへさせけり。なほ行末のおぼつかなく、妻にいひけるは、かくして二人が中に子など出で來ては、主を養ふたつきなからん。今より後は、夫婦の交りをたちなんとて、ふしどを一つ

市兵衛記

一一一

惣兵衛は  
云々解説

惣兵衛は  
次郎兵衛  
の誤(以  
下同斷)  
三年(二  
十八年  
十七日  
し)が誤  
正八

淺草云々  
は小網町  
の穀商門  
で左衛門  
ある

一町云々  
は誤(以  
下同斷)  
三年(二  
十八年  
十七日  
し)が誤  
正八

にせずして十二年を経ぬ。さて又、惣兵衛が罪ゆるされんことを、流罪の年より始めて、月ごとに江戸に來り、府に訴へてやます。寶永三年ばかりにや、この子供の慕ひ悲しび侍るのみならず、その父なる翁八十に及び候が、生涯のうちにたゞ一目見て、直に死すとも事足りなんと、且夕に歎き申すが忍へず候。某を流しつかはして、惣兵衛をかへし給はらせたと、わりなくこひけるに、奉行荻原近江守、彼がたゆみなく年月こひぬるをあはれがり、或時間はれしは、汝十年のあまり月ごとにこひ侍り。この事にかゝづらひて、田作るさはりとならん。いか

がせるにやとありしかば、出づる時は、甥に作十郎と申す者の候に後の事あづけ置きて江戸に出で、四日が程には歸り候と申す。さあらば、旅宿のつぐのひもそこばくならんは、いかゞとありしに、はじめ淺草なる旅屋に宿りしが、うちつゞき來り候により、何事にやと問ひしゆゑ、事の由を語り候へば、あはれがりて、そのつひえをとらず。その上、いとも眞實にもてあつかひ候と申しけり。近江守を初め、諸司大きに感じ、かゝる者を褒賞あらば、おのづから徳化の一つにならんと、その由を上達し、惣兵衛はえさらぬ事なれば、御ゆるされありがたく、姉崎に折から主なき田一町あまりありしを賜はり、家一つを添へたびぬ。今よりは願ふ事もなかれとありしに、市兵衛申しけるは、淺からぬ御めぐみに候へども、主の罪ゆるされんことをこそ年月願ひ候に、その沙汰はなくて、某かゝる御めぐみにうるほひ候ては、忠ある由して身のために構へたるに成り候こと、本意の外に候まゝ、同じくは、この田宅を萬五郎に下したび候はゞやと、又なくこひければ、いよくその意志をめできこえて、又、上達ありて、萬五郎には外の田宅を下したび候ひけり。いやしき民といへども、よに稀なる忠貞なりとて、林祭酒の文作りて世にも廣がりしを、まのあたり見たりし。(「窓のすざび」より)

義僕市兵衛

寛文三年癸卯姉崎村ニ生ル。家貧シウシテ名主次郎兵衛ノ從僕ト爲ル。當時、此ノ地猪鹿多ク山中ニ棲栖シ、田圃ノ作物ヲ害ス。諸民之ヲ憂ヒ、元祿八年乙亥八月、姉崎、迎田、片又木、立野、豊成、不入斗、天羽田七村共謀シテ、望陀郡長谷川村獵夫總兵衛ヲ傭ヒ、村民ト共ニ大須林山ニ狩ル。既ニ日暮近キ頃、タマ／＼深城村ノ人九左衛門ノ妻竹山中ニ在リ。總兵衛竹ヲ鹿ト誤認シ、之ヲ射殺ス。是ニ於テ、諸村ノ名主組頭等相會議ス。皆其ノ爲ス所ヲ知ラズ。天羽田村太郎兵衛ナル者、事ヲ奉行所ニ訴ヘナバ村民ノ辛苦容易ナラズ。私和スルニ如カズト。皆心ヲ同ジウシ、乃チ吊金ヲ故竹ノ兄望陀郡新田村作右衛門ニ贈リ、事決ス。幕府其ノ由ヲ知り、糺問スル所トナル。皆答フルニ實ヲ以テセズ。故ニ隨ツテ重科ニ處セラレ、九年丙子八月總兵衛死罪タリ。七村及ビ長谷川村ノ名主等ヲ初メ、九左衛門流罪タリ。八丈、三宅二島ニ配流セラレ。事ニ會セシ祖頭悉ク追放ニ處セラレ、作右衛門ハ放逐トナル。各自所有ノ地所合計三百六十五石ヲ官ニ沒收セラレ。是ニ於テ、市兵衛ノ主家次郎兵衛ハ所有地四十石餘ヲ沒セラレ、八丈島ニ配流トナル。十一年戊寅、片又木村名主次郎衛門ノ子長兵衛、父ノ流罪宥赦ノ歎訴ヲ企ツ。市兵衛モ亦其ノ意アリ。共ニ江戸ニ到リ書ヲ捧グ。尋イデ其ノ他罪人ノ子弟親戚等モ歎訴シ、百方宥赦ヲ請フコト九年間。然レドモ幕府聽カズ。是ニ於テ、市兵衛甘苦シ、郷里ニ在リテハ毎夜丑刻ヲ期シテ姉崎神社ニ賽詣シ、身ヲ以テ主ノ罪ニ代ランコトヲ祈ル。又次郎兵衛ノ親子ヲ養ヒ、毎日三回必ズ江戸ニ到リ歎訴ス。其ノ都度、次郎兵衛ノ子萬五郎ヲ負ヒ、帶襷皆藁繩ヲ纏ヒ、途ニ宿泊セズ。江戸小網町二丁目姉崎屋四郎左衛門方ニ投ズ。寶永二年乙酉正月、村人等ト訣別シ、斷ジテ身ヲ以テ主人ノ罪ヲ贖ハント欲ス。復江戸ニ到

リ之ヲ訴フ。二月、奉行萩原近江守ノ命アリ。大將軍深ク汝ノ義ヲ嘉セラレ、萬五郎十一歳ニ及ババ追放ニ處スベキヲ赦シ、且、次郎兵衛ヨリ没收地ノ内五町一畝四歩ヲ汝ニ賜フ。以テ老幼ヲ養フベシ。罪人次郎兵衛ハ獨リ之ヲ赦シ難シト。翌日、市兵衛書ヲ捧呈シテ、授與セラレシ地所ハ萬五郎ニ與ヘラレンコトヲ請フ。數日ニシテ許サレ、更ニ七町二段七畝六歩ヲ下賜セラル。且、金七十兩及ビ近江守ノ室ヨリ金貳百兩、代官樋口又兵衛ヲシテ金貳五拾兩ヲ與ヘラル。是ニ於テ、義人ノ名一時ニ著レ、多ク酒肴物品等ヲ與ヘラル。續イテ歎訴シ、三年丙戌五月聽許セラレ、秋冬ノ頃次郎兵衛以下歸村スルヲ得タリ。四年丁亥春、追放者ノ有免ヲ歎訴シ、八月悉ク赦サル。而シテ没收ノ地ハ大抵故主ニ復有セシム。コレ市兵衛ノ歎訴ニヨリ是ニ及ブ。林大學頭幕命ヲ受ケ、其ノ記文ヲ書シ、其ノ名朝野ニ著ル。又、村民ニ命ジテ市兵衛ヲ敬セシム。長兵衛ノ勞之ニ亞グ。市兵衛正徳四年甲午十一月四日死ス。年五十二。妙經寺ニ葬ル。法號寶林院全了日志ト稱ス。(「上總町郵誌」より)

### 市兵衛記(終)

市兵衛の死は享徳四年十月二日(即ち享徳四年十月二日)に於て、其の志は忠節にあり、其の徳は後世に傳へられたる。

## 下總法難記

【解説】本書は別名を「天保十一年子年宗門一件御裁許并に荒増始末書之記」とあつて、下總香取郡島村その他の者が不受不施派に歸依したため召捕られ、取調べの上、裁許を申渡された事件の始末書である。不受不施派は日蓮宗の一派で、文祿四年(二二五五)備前國御津郡金川村妙覺寺の僧日奥初めて唱へ、妙覺寺を以て總本山とした。法華經の行者は法華經信者以外から供養を受けず、又、他宗他門の者に施さぬといふ教義から此の名を生じた。明治九年四月頃から布教公認を得たが、徳川幕府は基督教同様に制札へ並べ掲げて嚴禁し、信者を殘らず流罪に處した。寛文五年(二二二五)この派の變身に恩田派を生じ、元祿の初めに悲田派を生じたが皆禁じられてゐる。こゝに収録したのは東京帝國大學史料編纂所蔵本の謄寫であるが、原本は「東京麻布區本村町日蓮宗不受不施派事務所長鷲日曜所藏」の旨奥書をしてある。今、閲讀上の便を考へて、全文に句讀點を打ち、反點を加へた。(稻葉)

宗門一件書記すあらまはしは、天保九年戊戌七月上旬、江戸表小松屋又右衛門被召捕候風聞有之所、實事に而、同年八月廿八日多古村え御出役、關東御取縮原戸一郎様御止宿に而、御尋に相成、被召捕候者岩村友右衛門、中左野村宗之、島村にて忠兵衛、勘之丞死去に付、倅貞治被尋候得共、不引出。弟茂助多古村へ被召捕、又南隠居とて市郎左衛門被召捕、且又、藤右衛門・三郎左衛門、都合七人多古村にて御調之上、市郎左衛門・茂助兩人者相とめ残り、五人者江戸表差出しに相成、御掛り寺社御奉行牧野備前守様え被召出、淺草溜へ被入、御吟味中、三郎左衛門者九月下旬に病死いたし、其後四人者出牢に相成、藤右衛門者江戸宿傳通院前池田屋にて十一月上旬病死いたし、忠兵衛者翌年七月盆前歸村被仰付、又翌年子之三月下旬に内にて病死致し、右牧野備前守様御役替に相成、松平伊賀守様え死去假葬之趣相届ケ候。無程四月下旬

に相成、又々關東御取締中山誠一郎様多古村え御出役に而、近郷村々并所々村々諸々寺院方まで御呼出し、銘々村々御糺し口書之趣之簾々入書附、左之通り差上候。

月十六日御呼出し御裁許被仰渡候。

御糺に付以書附申上候

- 一、村々口書之上證文。
- 一、寺院方口書之上證文。
- 一、當人共書上證文。

右文面者此略ス。

右之上ケ證文え印形取揃御歸府被成候。同年六月下旬に村々銘々寺院方まで松平伊賀守様より御差紙に而被召呼、江戸宿者外神田御成道・柳原岩井町・代地大里屋茂兵衛・馬喰町に貳三軒、小石川春日町大黒屋、右宿々に罷在御呼出しを待候處、七月十日御呼出しに而、伊賀守様於御白洲に銘々寺院方一同口書被讀聞、其上御書印願被仰付、歸村致し候。同年十一月中旬に又々御差紙を以被召出、右宿に止留に而、十二

安藤次右衛門知行所、下總國香取郡島村日蓮宗妙榮寺申上候。拙子檀中村長右衛門と申者、御法度之不受不施宗門え歸依いたし、燈明料として錢廿四文・三拾貳文宛、村内藤右衛門方へ差出し、右之段今般御糺に付初而承知仕、驚き入候。是迄右之者儀墓參り其外仕來り之通、相替義無御座候に付、何之心付も無之、乍併檀中に右躰之者有之を不存罷在候段、御差當請候而は申立様も無御座、恐入候。此上檀中精々穿鑿仕、右躰之宗門え携不申候様可仕候間、何卒格別之以御慈悲を御勘辨之御取斗、偏に願上候。右御糺に付申上候通、少も相違無御座候。

安藤次右衛門知行所

天保十一子五月

下總國香取郡島村

妙榮寺

關東御取締御出役

中山誠一郎殿

乍恐御糺に付以書附奉申上候

安藤次右衛門知行所下總國香取郡島村百姓三郎左衛門伴善藏奉申上候。私祖父善藏事蓮臺義、不受不施宗門傳法受相持候始末、御糺御座候所、右蓮臺及老衰耳聞へ不申、言舌相分り兼候に付、是迄見聞仕候趣、善藏奉申上候。

此段善藏奉申上候。高貳石八斗所持仕、親三郎左衛門義は去々成年九月中御召捕に相成、當時祖父蓮臺母私兄弟とも家内七人暮、農業渡世罷在候。然る處、蓮臺義當子九十貳歳に罷成、今般御呼出し御見聞被下置候通、殊之外老衰仕、立居難相成、耳遠く言舌相分り不申、御糺之簾々疑と相分兼候間、是迄見聞仕候趣奉申上候。私宗旨之旦那に相違無

御座候。右蓮臺と申名者廿七ヶ年已前、同人妻病死致し、墓碑建候節、廣宣寺より一同法名附貫候儀敷。右不受不施宗門え歸依いたし候義は、先年何年頃に候哉、村内百姓久藏と申者有之、此者より勸歸依致し、同人等十七ヶ年已前病死いたし、其後者村内百姓勘之丞・藤右衛門・私父三郎左衛門、三人にて重く信心仕候。攝州東高津村法頭惠秀院日寛へ信心之者ども施物取集遣し候由に而、折々御當地福嶋町小松屋文右衛門方へ差遣し候義有之候處、元より蓮臺義無筆に而、殊に老年に付、何事も右三人へ任置候義に付、同人名前を以如何様之儀取斗候哉不相分、偏に難有宗門と心得、兼々信心致し候儀は相違無御座候。傳法を受候哉否、難相分候得共、餘人え申勸候儀等曾而見聞仕候儀無御座候。乍併、御制禁之宗門え歸依いたし候段、御吟味奉受候而者可申立様も無御座、奉恐入候。以來改宗爲致、

勿論家内一同右宗門え携申間敷候間、何卒格別之以、御慈悲、御憐愍之御取斗、偏に奉願上候。

右御糺御座候所、蓮臺老衰仕り分り兼候に付、兼々見聞仕候趣を以、私名代に而此段奉願上候。

安藤次右衛門知行所

下總國香取郡鳴村

天保十一年

祖父 善藏事蓮臺

五月 日

百姓 三郎左衛門

伴 善 藏

差添人

名主 又右衛門

組頭 新右衛門

關東御取締御出役

中山誠一郎様

御裁許

差上申一札之事

攝州東高津村衆妙庵に罷在候惠秀院日寛、其外之者共、不受不施宗門相持候一件、引合之もの共をも被召出、再應御吟味之上、左之通被仰渡候。

一、施王院日妙儀、不受不施宗門者重き御制禁之段乍相辨、諸人え傳法弘通いたし、内心之者より差出候施物等、施主代又者清者と唱候ものに爲取次、其上右法儀可相立と前々同志之僧侶共より奉行所え訴出、夫々御仕置に相成候得共、其儘打過候而者宗門再興之期も有之間敷と、弟子日繼を以重き御方え駕訴爲致、存意不相逢候、猶弟子日恕え出訴之儀申合、剩吟味に相成候而も、祖師之實傳と申喝、改宗は難致捨身者不厭旨申張罷在候段、不恐公儀始末、不届に付、遠嶋被仰付候。

一、儀次郎儀、不受不施宗門御制禁之段者不相辨候而も、親七兵衛儀右宗門を信仰致し、日養を歸依之

餘り此もの同人弟子に差遣し、出家可爲遂旨遺言も有之候、右心得を以日養と師弟之契約いたし、經文等習請候段、幼年殊に親兄等取斗候儀とは乍申、不埒に候得共、吟味之上御制禁之旨相辨へ回心致候儀に付、證文被仰付候上、御構無御座候段被仰渡候。

但シ五條通建仁寺町新兵衛願之通、御引渡被遊候間、人別入之儀者、其筋へ可申立段被仰渡候。

一、友右衛門外百四拾三人、不受不施宗門御制禁を乍存相持候段不埒に候得共、御吟味之上回心いたし候儀に付、證文被仰付候上、一同御構無御座候段被仰渡候。

一、安五郎儀、親文右衛門兼而信仰いたし候宗意は、一ト通之日蓮宗と而已相心得、御制禁之不受不施宗門年末相持候を如何とも不心附罷在候段、不埒に付、急度御叱被置候。

下總法難記

一、福島町名主家主五人組之もの共儀、町内文右衛門儀年來御制禁之不受不施宗門相持候を不存罷在候段、心得方不行届不埒に付、名主者過料錢三貫文被仰付、家主五人組者急度御叱被置候。

一、岩山村外村々名主組頭共儀、銘々村内之もの共御制禁之不受不施宗門信仰いたし候を不存罷在候段、心得方不行届不埒に付、名主者過料錢三貫文宛被仰付、組頭どもは急渡御叱被置候。

一、淨妙寺日蓮外四拾七人儀、檀家之者共祖父親已來密に不受不施宗門信仰致し候を不存罷在候段、菩提寺に住職いたし宗旨請合候詮無之、不埒に付、一同逼塞被仰付候。

一、西村長右衛門并杉尾孫七儀、不受不施宗門信仰者勿論、安國院日講を尊信致し候儀者無之候而も、同人者右法相持候依科御仕置に成、主人在所日州佐土原にをいて病死致し候もの之段乍辨、孫七者先祖之

以下被仰  
付候原文  
缺

者日講存命家中來同様被<sub>レ</sub>召仕<sub>レ</sub>候由、申傳も有<sub>レ</sub>之候  
迎、攝州東高津村衆妙庵え、年々燈明油并金子等相  
送り候者を如何とも不<sub>レ</sub>心付、日講墳墓え相備、平日  
香花等之儀も取賄、良右衛門者主人大坂藏屋敷に相  
詰罷在、衆妙庵代々之庵主任頼右品屈方等引請取斗  
遣候段、何れも前々之引付泥候儀とは乍<sub>レ</sub>申、不埒に  
付、兩人共押込被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>候。

一、東高津村衆妙庵に罷在候惠秀院日寛、臺山院日照、  
東事院日東儀、不受不施宗門は前々より重き御制禁  
之段相辨乍<sub>レ</sub>罷在、日寛者、寛文度右法を持御仕置に  
相成候安國院日講之法脉受繼候圓應院日珠已來、密  
に宗儀相持、永久を可<sub>レ</sub>量存寄を以村内に庵室を設、  
衆妙庵と號、日照日東も一同申合右法義可<sub>レ</sub>相立<sub>レ</sub>と  
專諸人え傳法弘通いたし、其上人別に加り居候を内  
信と申成、除帳に相成候を施主代又者清者と唱、内  
信之ものより差出候施物等爲<sub>レ</sub>取次、剩奉行所吟味に

相成候而も祖師之實傳と申唱、改宗難<sub>レ</sub>致捨身者不  
<sub>レ</sub>厭旨申張罷在候段、不<sub>レ</sub>恐<sub>レ</sub>公儀<sub>レ</sub>始末不届に付、存  
命候得者遠嶋被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>候。

一、右衆妙庵構内に罷在候備前屋卯兵衛儀、不受不施  
宗門者重き御制禁之段辨乍<sub>レ</sub>罷在、衆妙庵者一派之法  
頭庵跡之由に而、庵主惠洞院日達、惠仁院日讓、惠  
秀院日寛等より右宗意教化請、深く信仰いたし、西  
高津新地六丁目備前屋太右衛門借屋美作屋爲助外壹  
人よりも申勸、其上衆妙庵構内え家作補理引移候後、  
日達外貳人等申請類派之者ともえの諸文通等、此者  
名前を以て往復用辨爲<sub>レ</sub>致、又者平日衆妙庵勝手向其  
外之世話をもいたし遣し、剩今般吟味之上、他宗に  
者難<sub>レ</sub>改、日蓮宗之内に而改派可<sub>レ</sub>致由之申分難<sub>レ</sub>立、  
右始末不届に付、存命に候得者遠嶋被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>候。  
一、大坂西高津新地六丁目備前屋太右衛門借屋美作屋  
爲助儀、不受不施宗門者重き御制禁之段乍<sub>レ</sub>辨、攝州

被仰付候  
原文缺

被仰付候  
原文缺

被仰付候  
原文缺

東高津村衆妙庵構内に罷在候備前屋卯兵衛より右宗  
意申<sub>レ</sub>勸請、庵主惠仁院日讓、惠秀院日寛、其外之も  
のども教化之趣歸依之上、卯兵衛俱に西高津町松屋  
五郎左衛門借屋井上屋忠兵衛え申勸、殊に右之者と  
も不届之趣及<sub>レ</sub>露顯、大坂町奉行所え被<sub>レ</sub>召捕<sub>レ</sub>候節、  
臺山院日照罷越、一ト先西國筋え立退候積りに付、  
暫爲<sub>レ</sub>忍<sub>レ</sub>吳候様任<sub>レ</sub>申、尋有<sub>レ</sub>之者與乍<sub>レ</sub>存、居宅續き  
納屋え圍置、剩吟味之上、他宗ニ者難<sub>レ</sub>改、受不施之  
日蓮宗ト改派可<sub>レ</sub>致旨之申分は難<sub>レ</sub>立、右始末不届に  
付、存命に候得者遠嶋被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>候。

一、泉州和氣村庄屋國太郎・親太郎・右衛門儀、諸人  
え勸候儀者無<sub>レ</sub>之候とも、不受不施宗門は重き御制  
禁之段乍<sub>レ</sub>相辨、同國新在家村に罷在候兩祭院日長其  
外之ものどもより、右宗門之儀教化請、深信仰いた  
し、其上日長病氣之由ニ而逗留爲<sub>レ</sub>致置候内、一派之  
者共大坂町奉行所え被<sub>レ</sub>召捕<sub>レ</sub>候節、風聞承り可<sub>レ</sub>立

退<sub>レ</sub>段日長え申談候節、一ト先紀州路え立退候に付、  
新在家村迄送吳候様任<sub>レ</sub>申、駕籠に而送遣候。又者、  
同人より預り候風呂敷包之内に有<sub>レ</sub>之經卷書籍等者、  
大切之品に可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之與存、右奉行所にをいて糺之節、  
一旦彼は押隠、剩吟味之上、他宗に者難<sub>レ</sub>改、受不施  
之日蓮宗に改派致度旨之申分難<sub>レ</sub>立、右始末不届に付  
存命に候得者遠嶋被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>候。

一、福島町權兵衛店文右衛門儀、不受不施宗門者重き  
御制禁之段乍<sub>レ</sub>辨、年來右宗意相持候。其上、下總國  
嶋村勘之亟事善休任<sub>レ</sub>申、攝州東高津村衆妙庵えの法  
用、其外諸文通等此もの名前を以取遣致し、剩吟味  
に相成候而も、他宗に者難<sub>レ</sub>改、受不施之日蓮宗に改  
派いたし度旨之申分難<sub>レ</sub>立、右始末不届に付、存命に  
候得者遠嶋被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>候。  
右之始末可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>處、銘々病死いたし、河州北條  
村長光寺舊慎無宿清左衛門、下總國嶋村三郎左衛門、

藤右衛門・忠兵衛者御吟味中病死いたし候間、其旨可レ存段被<sub>レ</sub>仰渡<sub>一</sub>候。

被仰付候  
原文缺

被仰付候  
原文缺

一、無宿しげ事妙喜儀、不受不施宗門者重き御制禁之段乍<sub>レ</sub>相辨、右宗門之僧了達より教化請、深信仰いたし、施主代與唱内信のものより差出候施物等取次致し、了達病死致し候得者、慈念院日勇并日諫を歸依いたし、同様施主代引受罷在候段、吟味之上心得違相辨、改宗可<sub>レ</sub>致旨申立候得共、右始末不届に付、存命候得者重追放被<sub>レ</sub>仰付<sub>一</sub>候。  
一、大坂江戸堀堂丁目大塚屋源右衛門借家讃岐屋治兵衛・宇和島丁黒川屋三右衛門借屋讃岐屋藤藏儀、不受不施宗門者重き御制禁之段乍<sub>レ</sub>辨、播州高津村庄右衛門借屋に罷在候施王院日妙より教化受、信仰致し、殊に治兵衛者、召仕平吉儀右宗門歸依之志深、出家いたし度旨任<sub>レ</sub>申、日妙弟子に差遣、剃髮爲<sub>レ</sub>致、日繼與名改候後、宗門再興之儀に付願筋有<sub>レ</sub>之、出府い

たし候趣承り、俱に世話致遣、藤藏者日妙任<sub>レ</sub>頼、同人より諸國信者等え及<sub>二</sub>文通<sub>一</sub>候節之名前に相成居候段、吟味之上心得違相辨、改宗可<sub>レ</sub>致旨申立候而も、右始末不届に付、存命候得者、兩人共重追放被<sub>レ</sub>仰付<sub>一</sub>候。

右之通可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰付<sub>一</sub>處、銘々病死いたし、九郎右衛門町難波屋治兵衛借家澤屋彌市方立入宗壽、宇和島町和泉屋與兵衛支配借家濱田屋源兵衛親綿屋吉兵衛、無宿日諫、日要、修藏、徳治、太左衛門、幸次、忠左衛門、もよ事妙傳者、御吟味中病死いたし、其旨可<sub>レ</sub>存段被<sub>レ</sub>仰渡<sub>一</sub>候。

一、京都大佛境内新北斗町丁子屋安五郎方立入、日養弟子泰淨、眞淨儀、不受不施宗門者前々より重き御制禁之段乍<sub>レ</sub>辨、日養より右宗意教授受相持罷在、殊に吟味之上に而も改宗者難<sub>レ</sub>致旨申張候始末、兩人共不届に付、存命に候得者、遠島可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰付<sub>一</sub>處、病

新兵衛代

同町

惣兵衛

安藤治右衛門知行所

下總國香取郡東臺村

百姓

忠右衛門

源兵衛

小左衛門

幸右衛門

茂兵衛

喜兵衛

宇兵衛

權兵衛

七郎兵衛

右惣代

京都大佛本町新六丁目

丁子屋七兵衛方

儀次郎

五條通建仁寺町

死いたし、右大佛本町新六丁目丁子屋七兵衛・同人弟長三郎、尼守詮、守海者、御吟味中病死いたし候間、其旨可<sub>レ</sub>存段被<sub>レ</sub>仰渡<sub>一</sub>候。

右被<sub>レ</sub>仰渡<sub>一</sub>之趣、一同承知奉<sub>レ</sub>畏候。且過料錢三日之内當御奉行所え可<sub>レ</sub>相納<sub>一</sub>旨被<sub>レ</sub>仰渡<sub>一</sub>、是又承知奉<sub>レ</sub>畏候。若し相背候ハ、重科可<sub>レ</sub>仰付<sub>一</sub>候。依而御請證文差上申處如<sub>レ</sub>件。

天保十一年子十二月十六日

神社

御奉行所



右忠右衛門

村役人惣代

名主

吉兵衛

江原隼人正知行所

同國同郡澤村

字西澤

百姓

嘉兵衛

勘左衛門

喜兵衛

藤左衛門

右惣代

右藤左衛門

村役人惣代

組頭

甚兵衛

江原要人知行所

同國同郡助澤村

百姓

源兵衛

勘左衛門

忠右衛門

右惣代

右忠右衛門

村役人惣代

組頭

七兵衛

堀金十郎知行所

同國同郡中代々野村

百姓

新右衛門

同人女房

せい

太兵衛

與左衛門

伊兵衛

山角儀之助知行所

同村

清左衛門女房

げん

左内母

やす

石谷友之助知行所

同村

百姓

茂左衛門

神尾山城守知行所

同村

百姓ニ而醫師

梅英

筒井紀伊守組與力給知

同村

百姓

權右衛門

右拾人代

同給知

組頭

善兵衛

村役人惣代

右友之助知行分

名主見習

利告代兼

右金十郎知行分

名主 與惣兵衛

松平相模守領分

同國同郡船越村

百姓 彌左衛門

藤左衛門

善左衛門

重左衛門

清兵衛

平兵衛

長兵衛

右惣代

右藤左衛門

村役人惣代

組頭 利平次

同領分

同國同郡大堀村

百姓 惣右衛門

勘右衛門

伊右衛門

右惣代

右惣右衛門

村役人惣代

組頭 平吉

松平三郎太郎領分

同國同郡篠本村

百姓 三右衛門

久右衛門

本間清五郎知行所

同村

百姓 忠左衛門

岡野平兵衛知行所

同村

百姓勘左衛門女房

せき

右惣代

右三右衛門

村役人惣代

同知行分

組頭 佐五兵衛

清水領知

同國同郡萬力村

字六軒家

百姓 儀右衛門女房

儀右衛門女房

松右衛門

村役人惣代

百姓代 宇右衛門

同領知

同國同郡飯塚村

百姓 三郎兵衛

青山伊賀守知行所

同村 百姓

庄 左衛門

四郎右衛門

庄 助

五郎左衛門母

さな

右惣代

右庄 助

村役人惣代

名主 源兵衛

津田鐵太郎知行所

同國同郡佐原村

醫師 宗三

百姓 仁 右衛門

喜 七

權之丞女房

み よ

右四人代

右權之丞

村役人惣代

組頭 勘助

佐野鐵之進知行所

同國同郡大原村

百姓 庄 右衛門

久左衛門

久保

右惣代

右久保

村役人惣代

名主 惣 右衛門

大久保越中守知行所

同國同郡荒北村

百姓

忠兵衛母

すみ代

忠兵衛

村役人惣代

百姓代 武兵衛

堀甚五兵衛知行所

同國同郡小川村

百姓

久兵衛母

きの代

右久兵衛

村役人惣代

組頭 權兵衛

弓氣多鑿之進知行所

同國同郡高萩村

百姓

林次郎女房

とき代

右林次郎

村役人惣代

組頭 宅兵衛

新見育太郎知行所

同國同郡福田村

百姓 丈右衛門

村役人惣代

組頭 市左衛門

松平相模守領分

同國同郡北中村

百姓 長兵衛

吉藏

嘉兵衛

幸 右衛門

小 右衛門

善 左衛門

藤兵衛女房

せき

惣 左衛門

清 兵衛

長 左衛門

半 兵衛

惣 右衛門

仁 兵衛

平 兵衛

四郎兵衛女房

かの

右惣代

右半兵衛

村役人惣代

組頭 庄左衛門

同領分

同國同郡南中村

百姓 利右衛門

藤 右衛門

藤 兵衛

右惣代

右藤 兵衛

村役人惣代

組頭 十郎兵衛

山岡但馬守知行所

同國同郡吉田村

百姓 彌惣左衛門

彌惣 兵衛

彌治 右衛門

小 兵衛

六郎左衛門

伏見忠四郎知行所

同 村

彌五左衛門

彦 兵衛

長谷川鑛五郎知行所

同 村

五郎右衛門

八郎兵衛

小笠原縫殿助知行所

同 村

吉 兵衛

山崎鎮次郎知行所

同 村

八左衛門

右惣代

右彌惣左衛門

村役人惣代

右鑛五郎知行分

組頭 源 兵衛

太田播磨守知行所

同國同郡三倉村

百姓庄右衛門女房

甚兵衛女房

右兩人代

右庄右衛門

村役人惣代

組頭 庄左衛門

有馬勇五郎知行所

同國同郡林村

百姓 長 右衛門

松下次郎太郎知行所

同 村

平左衛門

源左衛門

右惣代

右長 右衛門

村役人惣代

名主 佐 兵衛

坪内五郎左衛門知行所

同國同郡金原村

百姓 勇助女房

よし代

右勇 助

村役人惣代